

# 新潟県における粉じんおよび騒音作業の環境改善対策に係る実態調査

主任研究者 新潟産業保健推進センター所長 河内 實  
共同研究者 新潟産業保健推進センター相談員 田村 三樹夫  
新潟産業保健推進センター相談員 堀田 憲康

## 1. はじめに

産業保健活動を推進するには、各事業場の実態を把握し理解したうえで取り組む必要がある。現在、全国のじん肺の有所見者数は減少しているものの、依然として平成8年には新規に600人を超える有所見者が発生している。じん肺は根本的な治療が不可能な疾病であり、そのためにも粉じん障害防止対策は重要かつ緊急の課題である。また、騒音障害においては、対策の難しさから必ずしも十分な取り組みがなされていない状況にある。

労働省は、このような背景のもと快適な職場環境の実践をめざし、平成10年に「第5次粉じん障害防止総合対策推進要綱」および「騒音障害防止のためのガイドライン」を策定し、粉じんおよび騒音障害防止対策を推進している。しかし、新潟県内の職場における粉じん障害防止対策および騒音障害防止対策の実態は不明である。今回、粉じんおよび騒音職場における作業環境対策推進等の状況を調査した。

## 2. 研究目的

新潟県内の粉じんおよび騒音職場における作業環境の実態と労働者の理解度の把握を目的とした。

## 3. 研究方法

一次調査として、新潟県内518事業場への粉じんおよび騒音対策アンケートを行い、作業環境の状況調査を行った（回収率50.8%）。更に二次調査として、同意の得られた6事業場にて、作業環境測定および従業員の意識・知識調査を行った。

## 4. 結果と考察

作業環境については、「粉じん作業場がある」が79.8%、「騒音職場がある」および「不明」を併せると68.2%であり、高い結果であった。

労働省の「第5次粉じん障害防止総合対策推進要綱」および「騒音障害防止のためのガイドライン」策定後、既に3年が経過したにもかかわらず、「知らない」がそれぞれ50.7%、42.1%であり、認知度が低い結果であった（図1、図2）。今後、粉じんおよび騒音障害防止対策を推進していくうえで、これら労働省の「推進要綱」および「ガイドライン」の普及啓発が重要である。

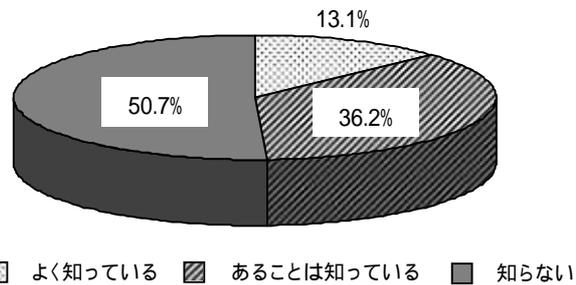


図1 労働省推進要綱（粉じん）の認知度

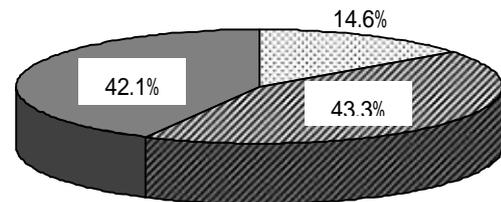


図2 労働省ガイドライン（騒音）の認知度

職場環境の整備については、「作業環境測定を実施していない」の回答が、粉じん作業職場で30.9%、騒音作業職場で45.7%と高い結果であった。特に「50人未満」の小規模事業場では「作業環境管理対策」の認知度が低かった。

今後これらの小規模事業場に対して、労働省の「推進要綱」および「ガイドライン」を基に職場の現況に即した作業管理対策の推進が課題である。

保護具については、「着用していない」の回答が、粉じん作業場で 7.7%、騒音作業場で 5.9%と低い結果であったが、作業管理対策上更なる推進が必要であり、また、従業員への周知を図ることが大切である。

健康管理に関しては、「50 人未満」の小規模事業場では「定期健康診断の実施」が、粉じん作業職場で 95.7%、騒音作業職場で 47.6%の回答結果であった。この騒音作業職場での認知度の向上が今後の課題である。

労働衛生教育については、粉じん作業への配置転換時の「教育実施」69.2%、粉じん作業従事者への「労働衛生教育の定期的実施」24.3%であり（図 3）、騒音作業への配置転換時の「教育実施」44.0%、騒音作業従事者への「労働衛生教育の定期的実施」20.7%との結果から（図 4）、粉じん・騒音作業従事者への労働衛生教育が不十分である。粉じんおよび騒音作業職場の健康管理対策に関しての意識向上は最重要課題であり、衛

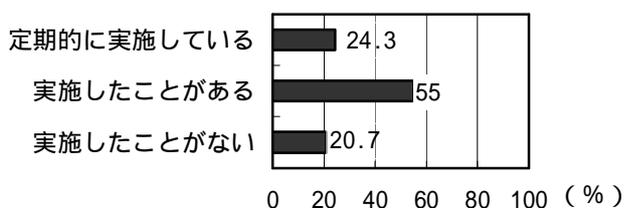


図 3 粉じん作業従事者に対する労働衛生教育の実施状況

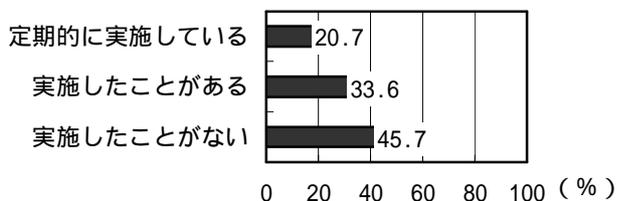


図 4 騒音作業従事者に対する労働衛生教育の実施状況

生管理担当者のみならず事業場の管理責任者が労働省の「推進要綱」および「ガイドライン」を十分認知し、従業員へも周知を図ることが大切である。このためには、ポスター、ビデオ等の提供を積極的に行っていくことも推進センターの果たすべき支援である。

作業環境測定、従事者の健康管理上の知識・意識調査（二次調査）の結果、6 事業場の粉じん測定結果では、第 2 管理区分が 1 事業場、第 3 管理区分が 3 事業場であった。上記事業場の騒音測定結果では、第 2 管理区分が 1 事業場、第 3 管理区分が 4 事業場であり、そのうち、大規模事業場が 3 事業場を占めていた。また、粉じんおよび騒音が第 3 管理区分であるものが 3 事業場あり、いずれも大規模事業場であった。快適職場の形成に更なる努力が必要と考える。また、従事者の知識・意識調査を行った結果、小規模事業場では健康管理上の知識が低く、保護具に対する意識も低いように見受けられた。保護具に対する知識の低い大規模事業場も認められたが、この粉じん・騒音作業は構内下請け業者であった。今後、このような構内下請け業者の増加が考えられるので、保護具に対する意識・知識等の向上にきめ細かい支援を行うことが大切である。

産業医の職場巡視等、衛生管理への参画状況は、大規模事業場においてもほとんど行われていないのが現状であり、小規模事業場（50 人未満）にいたっては全く無い。今後産業医の職場巡視等、衛生管理への参画を図り、現場を把握した上での適切な指導・助言が必要と思われる。

## 5 . 結語

新潟県内における適切な粉じんおよび騒音障害防止対策を推進するためには、まず労働省の「第 5 次粉じん障害防止総合対策推進要綱」および「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知、啓発が急務であることが明らかとなった。また、産業保健推進センターの果たすべき役割が大であることも示され、今後の粉じんおよび騒音対策活動上非常に有用な基礎資料となる結果が得られた。